

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	令和 4 年 5 月 29 日、君津市南子安九丁目 10 番 20 地先、市道で発生した車両損傷事故。 舗装工事により幾分高くなっていた市道の路面に、相手方所有の普通乗用車のバンパー底部が接触し、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、202,857 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和 4 年 12 月 26 日

令和 5 年 2 月 16 日提出

君津市長 石 井 宏 子